

## 第2回猪名川・藻川河川保全利用委員会の議事概要

日 時：平成22年10月27日（水） 9時30分～12時

場 所：猪名川河川事務所 2階 会議室

出席者 （委員）4名：綾委員長、片寄委員、服部委員、楢原委員  
（オブザーバー）9名：大阪府、兵庫県、池田市、尼崎市、伊丹市、川西市  
（代理出席を含む。）  
（河川管理者）5名：米津事務所長、綾木副所長、西垣副所長、  
曾根占用調整課長、三谷占用調整係長

傍聴者 6名

### [議事概要]

#### 1. 報告事項

- (1) 平成22年度第1回委員会の議事概要を事務局から説明した。
- (2) 第1回委員会後における改正後の委員会規約について事務局から報告した。
- (3) ニュースレター（猪名川・藻川河川保全利用委員会通信 2010年10月）の発行について事務局から報告した。

#### 2. 審議事項

##### (1) 第1回審議案件の継続審議

前回審議された、今年度前半に許可更新期限を迎える3案件（猪名川河川敷緑地：伊丹市、猪名川河川敷公園、藻川河川敷公園：尼崎市）について、施設の概要ならびに前回委員会での意見を事務局より説明した上で、表現修正や追加事項の有無を含めて審議され、委員会からの最終的な意見書がとりまとめられた。

[猪名川河川敷緑地：伊丹市]

- 都市公園の風景としては近代的な感じがするが、川の立場から見ると、生物の移動を断絶しているため、これは川らしくない利用であるという認識を持ってもらいたい。川らしい利用の方向に向けてどうすればいいかを考えて、次の段階ではもう少し生態系重視の方向に改善・改良する必要がある。
- 川と一体化した利用については、まだ検討する余地があるが、伊丹市が高水敷部分を改変できないという事情も含めて今後検討していかねばいけない。
- 都市計画見直しの中で、緑地として重要であるという位置づけをしているならば、環境体験の場として利用できるような形で、もう少しきちんとした方向性が必要である。
- 「自然環境の保全に努めるとともに、自然とふれあえる場所」になるように具体的に河川管理者と占有者で考えてほしい。

- 利用者が河川愛護活動等に参加できる方法などについて考えてほしい。そうした参加機会があれば利用者の理解ももう少し深まると思う。
- 堤防植生としての望ましい方向性や外来種問題などは「生物多様性保全の視点からの管理を進めてほしい」と、まとめることができる。これはどこの公園にでも当てはまることである。

[猪名川河川敷公園、藻川河川敷公園：尼崎市]

- テニスコートの使用頻度は高いのか。  
→ (占有者：尼崎市) 使用頻度としては、平日はさほどでもないが、土日は朝からずっと使用されている。
- 地域防災計画上、河川敷を避難場所に行っているという記載があるが、極めて危険な感じを受ける。  
→ (占有者：尼崎市) 「緑の基本計画」において、水辺空間を、大火災発生時の有効な連続する避難路や避難地として活用することが必要であるという形で位置づけている。この場合の防災は、大火災発生時という理解をいただきたい。
- テニスコートのほかは草地のような形での利用が多いので、自然環境の触れ合いや再生といったことには最も適している場所だと思う。河川管理者と占有者が一緒になって川らしい自然環境をつくっていき、それに親しむ利用の仕方ができる工夫をもっとしていただきたい。
- 草の刈り取り時期・方法について細かく設定することによって、望ましいものが出てくる可能性があり、外来種対策も可能となるので、占有者は生物多様性の保全に留意しながら植生管理をしていただきたい。

[審議対象案件全てに対して]

- 占有期間としては、5年でやむを得ないということによいか。  
(委員から反対意見なし) → 決定

[委員会からの意見書]

取りまとめられた委員会からの最終的な意見書を以下に記載する。

#### ■猪名川河川敷緑地 (伊丹市)

5年間の更新期間で更新を許可するのはやむを得ない。

- A) 川をどう利用するかというのは大事で、その利用をするために草の刈り方などについても考えていかないといけない。子どもを呼び込むような、秋になったら虫が集まるような場所ができるような工夫なども考えていただきたい。
- B) 河川敷に望ましい植物を植えて、小学生の環境体験学習などに利用できるようなことも検討していただきたい。
- C) 市民が水に親しめる整備をするとカルテには記載されているが、そのためには水辺に近づきやすくするための取り組みや仕掛けが必要で、これは占有者だけではなく、

河川管理者と連携して取り組んでいただきたい。

- D) 川を利用すると利用上の安全のことが問題になるが、いつも川に人がいれば目が届くようになるので、子どもたちが自然の中で遊んでいられるような空間にしていきたい。
- E) 生物多様性保全の視点をもった管理が重要で、河川敷の植物は、自然の遷移にまかせるのではなく、どのような植生が望ましいのか方向性を決めておくべき。チガヤ群落は望ましいと言われているので、堤防の望ましい植生としてチガヤを活かしていくということも考えていただきたい。
- F) 河川景観復活の目標として、チガヤ群落の再生を目標において、占有者と河川管理者が一緒に進めていくというようなことも検討していただきたい。
- G) 運動公園として利用するところは運動公園として利用して、そうでないところはできる限り川らしい環境をもった公園として使うなどの使い分けができないか検討していただきたい。
- H) 生態系に関する横断方向の連続性を復元するような、利用形態についても検討していただきたい。
- I) 清掃活動や外来種対策にあたっては、利用者にも参加をよびかけるなどの取り組みを進められたい。

■猪名川河川敷公園、藻川河川敷公園（尼崎市）

5年間の更新期間で更新を許可するのはやむを得ない。

- A) 管理区域の周辺には、オオブタクサなどが生育しているが、このような外来種については占有者に管理（草刈り）をしていただきたい。
- B) 外来種対策については、管理者だけでやろうと思ってもできない。流域住民も占有者も利用者もみな協力しないと外来種対策はできないので、そのための積極的な対応をお願いしたい。
- C) いい川を感じることができる利用の仕方が大切であり、スポーツをする人にも、自分たちでよい景観や環境をつくる作業をしたことの満足を知ってもらえるような、工夫をしていただきたい。
- D) 環境保全への啓発や河川愛護活動では、行政側からは言いにくい部分があると思うので、市民団体からそういうところに働きかけをするようお願いしていただきたい。
- E) 猪名川の川らしい利用のシンボルとしてチガヤ群落を増やしていくことや、そのことを市民につたえていくということを検討していただきたい。
- F) 生物多様性保全の視点をもった管理が重要で、植生の管理では、オギ群落、ススキ群落、チガヤ群落など目標の植生を決めて、その植生に向けて外来種対策をしていくようお願いしたい。植物の刈取頻度や刈取の対象箇所は在来種の保全なども考慮して検討されたい。
- G) 運動公園として利用するところは運動公園として利用して、そうでないところはできる限り川らしい環境をもった公園として使うなどの使い分けができないか検討していただきたい。
- H) 自然環境とのふれあい、再生が実施しやすい場の特性を活かした川らしい川づくり

をするのに、自治体や行政、市民も一緒になってやっていくことができるように工夫していただきたい。

I) テニスコート等の利用についても、川らしい利用に近づけるように工夫していただきたい。

## (2) 委員会意見への対応状況の報告時期について

- 委員会意見への対応状況の報告時期について事務局から説明し、了承を得た。
    - ・ 許可期間が4年未満：中間報告は求めない。
    - ・ 4年以上5年未満：おおむね2年後に中間報告を1回求める。
    - ・ 5年以上6年未満：おおむね2～3年後に中間報告を1回求める。
    - ・ 6年以上：当面5年を許可期間の限度としており、設定はしない。
  - 書式は、上下2段よりも、左右に分けて、委員会意見に対してどういう対応ができたかをもっとわかりやすくした方がよい。
- (河川管理者) 意見を参考にして書式を変更する。

## (3) 個別占用案件の審議

今年度後半に許可更新期限を迎える3案件（東久代公園：川西市、猪名川河川敷緑地【第3・第4運動公園】、神津運動公園：伊丹市）の概要について事務局より説明し、審議された。

[東久代公園：川西市]

- チェックリストにおいて「川とふれあうことが可能な施設か」の項目で○になっている。どのような形でやろうとしているのかをお聞きしたい。
- (占用者：川西市) レキ河原の再生工事等も行われ、川へのアクセスもできつつある。まだ不十分な面はあるが、川とふれあえる施設になりつつあるという意味で○とした。
- 川西市の南部は周りに自然の施設がない。運動公園も重要だと思うが、自然環境施設、環境学習ができるような施設がないというのは問題である。運動公園の中に自然環境の観察などができるような付加価値をつけるという視点が非常に大事だと思う。
  - 「関連諸計画における占用地の位置付け」の項目で、生物多様性や環境教育などの書き方が弱いと思う。多様な生き物がすめる自然環境に配慮する、環境教育に使っていく、というような言葉も入れて計画を位置づければ、本当に川らしい利用の仕方になっていくのではないかと思う。
  - 管理用道路近傍のオオブタクサなどは、大きく生長する前であれば除去が簡単なので環境教育の一貫でできるのではないかと思う。
  - 水際が前回の案件とは異なり、水辺に近づきやすいため、もっと工夫すれば、占用区域ではないが、水に親しめるところができるように思うので今後検討していただきたい。
  - 占用区域の外である川側については、オオブタクサを刈り取るような管理はでき

ないのか。

- (河川管理者) 占用区域から一定の距離 (東久代公園 : 4 m) の範囲については河川管理者から許可条件として草刈を占有者に依頼している。草刈の範囲を広げることが不可能ではないが、他の占用案件との調整が必要になると考えている。
- 公園利用のために除草・清掃作業をしているが、自然環境保全・再生のために、どういう形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えてもらいたい。(草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など)
  - 生物多様性保全という用語を入れて、運動公園の機能だけでなく、今後は生物多様性保全、環境学習、環境教育の場として、ここを活用していくという方向をきっちり守って管理していただきたい。

[猪名川河川敷緑地第3・第4運動公園、神津運動広場、：伊丹市]

- 神津の広場は、硬式野球に使用されているが、一般に河川敷でやるのは危険が多いと思う。また、利用の実態がどういう形になっているのか。公共性が担保されているのかどうかを確認したい。
- (占有者：伊丹市) 市立高等学校の全日制と夜間制の利用によりグラウンドが不足していて、それを補完する施設として開いたという経緯がある。公共性の担保については、使用団体が集まって利用調整会議を開いて調整している。会議のメンバーは固定ではなく、参加希望団体が入れるようになっている。
- 現場近くに利用方法を記載することが必要ではないかと思う。また、硬式野球をやっているので安全が確保できるかということについては少し疑問がある。
- (占有者：伊丹市) 施設の管理者(伊丹市教育委員会スポーツ振興課)を電話番号まで明記して現場で告知している。これまで危険に関して苦情があった場合には可動式のネットフェンスの枚数を増やして、ボールが飛んでいかないよう対応してきており、ここ数年はそうした苦情等は入っていない。
- 運動公園が、いろいろな状況の中で必要だというのはある程度理解できるが、自然環境を破壊した上で運動公園ができているという事実があり、それを補完するために、運動公園を残しながらどう自然回復を図っていくかという視点が必要である。生物多様性保全の場としてどういうことを具体的にされるのかお聞きしたい。
- (占有者：伊丹) 神津運動広場については、地域の利用頻度が大変多く、蛍の観察会などを今は行っている。今後については、委員の意見等を踏まえて検討したい。
- 今までグラウンドとして使ってきて、川が本来はどのような場所なのだという視点で見ることがなかったと思う。チェックリストに書いてあることや、スポーツをする人にきっちり伝えていくような啓発看板などで意識を少しずつ変えていくようなことが、これからは必要だと思う。
  - 裸地が連続しているので、境界のところの横断線を自然緑化する、というデザイン的な配慮をこれから管理の中で検討いただきたい。
  - 河川事務所がレキ州をつくられたが、全国の動きを見ると、住民の方と一緒に考

えてつくるというような動きがあり、ここもぜひ一緒に考えて、地域の参加を促進してほしい。

(4) 猪名川・藻川河川保全利用憲章とチェックリストについて

- この河川保全利用憲章を一度、外に向けて発信してみて、社会的な評価を受けてみてはどうか。全国的な視点で、非常に先進的なものであれば広げていけばいいし、他地域の事例があれば、良い所を取り入れるといいと思う。
- 環境への配慮というところで、生物多様性という言葉が全く入っていないので、生物多様性への配慮などの文言を入れたほうがよい。
- 条文にある「猪名川を訪れる人は」「猪名川に親しむ人は」「猪名川に接する人は」「猪名川に誇りをもつ人は」という区別が必要だろうか。
- 前文の中に自然を大切にすることは記載しているが、飲み水としての大切さという視点も必要ではないか。
- 前文の最後だが、猪名川・藻川河川保全利用憲章を委員会が提唱するのはよいが、これをみんなで諮って定めるという形がいいと思う。
- 提唱は委員会で行い、案のままよいと思う。憲章としてきちっと定めるとなれば、各流域の議会で議決していただくのがよいと思う。
- 条文の一番最後に、「その自然、景観、歴史・文化を後世に伝えよう」とあるが、その伝えるべき「自然、景観、歴史・文化」の中身を教えていただけたらと思う。

3. 一般傍聴者からの意見はなし